

**北海道議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例の概要
(各選挙区において選挙すべき議員の数の見直し)**

1 改正の趣旨

本道における人口の減少及び人口減少地域が抱える様々な課題に鑑み、各選挙区において選挙すべき議員の数について所要の改正を行ったものです。

2 改正条例の概要

各選挙区において選挙すべき議員の数の見直し

- ① 恵庭市選挙区の議員の数 1人 → 2人
- ② 釧路市選挙区の議員の数 4人 → 3人

3 施行期日等

改正条例による各選挙区において選挙すべき議員の数は、次の一般選挙（地方公共団体の議会議員の定数全員について行う選挙）から適用されます。